

益田都市計画区域マスタープラン改定に関する公聴会のお知らせ

と き 2月19日(月) 18:30～19:30

と ころ 市役所本館3階 大会議室

島根県では、平成16年に「益田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（益田都市計画区域マスタープラン）」を定め、平成29年に改定を行いましたが、その後の社会情勢の変化等に対応するため、現在、変更手続きを進めています。

このたび、益田都市計画区域マスタープランの変更原案を取りまとめましたので、住民の皆さまの意見をお聴きするための公聴会を次のとおり開催します。

■原案の縦覧場所および期間

原案は、次の場所で閲覧できます。また、島根県のホームページでも閲覧できます。

●縦覧場所

- ・島根県土木部都市計画課
(松江市殿町8番地 県庁南庁舎4階)
- ・市建設部都市整備課
(市役所分館3階)

●縦覧期間

1月26日(金)～2月9日(金) 8:30～17:15

※閉庁日を除く

■公述人の決定

公述の申出が多数のときは、申出をされた方のうちから、内容の類似性等を考慮して公述人を決定します。結果は、公述の申出をされた方それぞれに通知します。

■公聴会の傍聴

公聴会はどこでも傍聴することができます。傍聴を希望される方は、当日直接会場にお越しください。

■公述の申出がない場合

公述の申出がなかった場合、変更原案の説明のみ行います。

■公述の申出

公聴会での公述を希望される方は、公述意見の要旨、住所、氏名等を記載した「意見申出書」を事前に提出してください。事前の申出がない方は、当日公述することはできません。

●意見申出書の提出先（下記のいずれか）

- ・島根県土木部都市計画課
(〒690-8501 松江市殿町8番地)
- ・市建設部都市整備課
(〒698-8650 益田市常盤町1番1号)

●意見申出書の提出方法

上記提出先へ持参または郵送

●提出期間

1月26日(金)～2月9日(金) ※必着

「意見申出書」の用紙は、原案の縦覧場所に設置しているほか、島根県のホームページからダウンロードできます。

■公聴会後の手続き

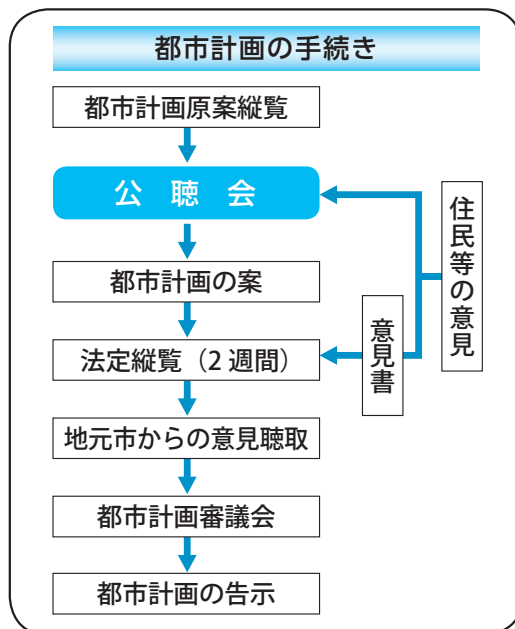
- ①公述意見等について検討を行い、都市計画の案を取りまとめ、都市計画法の手続きに従って2週間の縦覧を行います。
- ②住民の方および利害関係人は、縦覧期間中に都市計画の案について、意見書を提出することができます。
- ③その後、都市計画審議会での審議を経て、県報により告示します。告示されると、その日から変更された内容が適用されます。

益田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (益田都市計画区域マスタープラン) の変更原案の概要

都市計画区域マスタープランとは

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「都市計画区域マスタープラン」といいます）は、都市の発展の動向、都市計画区域における人口、産業の現状および将来の見通し等を勘案して、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての基本的な方向性を示すものとして定められるものです。

各具体の都市計画（用途地域などの土地利用、道路、公園などの都市施設、土地区画整理事業などの市街地開発事業等）の決定や変更は、この都市計画区域マスタープランに沿って定められます。



【問い合わせ先】

- ・島根県都市計画課 ☎ 0852-22-5699
- ・市都市整備課 ☎ 31-0108



益田市都市計画マスタープラン改定に関する説明会のお知らせ

と き 2月19日(月) 18:30~19:30

*益田市都市計画区域マスタープラン改定に関する公聴会とあわせて開催します。

と ころ 市役所本館3階 大会議室

益田市都市計画マスタープラン（市町村マスタープラン）は、都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」にあたるものです。市では、平成9年に益田市都市計画マスタープランを策定し、市町村合併や策定後からの社会情勢の変化等に対応するため、平成24年に改定を行なっています。

このたび、島根県が改定を進める上位計画の「益田都市計画区域マスタープラン」や市が昨年度策定した「益田市立地適正化計画」との整合性を図り、持続可能なまちづくりを目指すため、益田市都市計画マスタープランを改定します。

改定にあたり、住民の皆さまの意見を伺うため、次のとおり説明会を開催します。

市町村マスタープランとは

市町村マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定めるもので、市町村の都市計画の方針となるものです。

市町村マスタープランの構成

市町村マスタープランは、以下の項目について記載しています。

1. 市町村のまちづくりの理念や都市計画の目標
2. 全体構想（目指すべき都市像とその実現のための主要課題、課題に対応した整備方針等）
3. 地域別構想（あるべき市街地像等の地域像、実施されるべき施策）

【問い合わせ先】

- ・島根県都市計画課 ☎ 0852-22-5699
- ・市都市整備課 ☎ 31-0108



匹見都市計画区域廃止に関する説明会のお知らせ

と き 2月20日(火) 19:00~20:00

と ころ 匹見タウンホール
(匹見町匹見イ1260番地)

匹見都市計画区域の廃止について

匹見都市計画区域は、匹見峡温泉をはじめとする観光資源の集約により、人口、産業等の急速な集中が予想されるとともに、良好な都市環境の形成を図るため、昭和60年6月に指定されました。

その後、人口減少・少子高齢化により都市計画法施行令第2条の規定による都市計画区域の指定要件に合致しない状況となっているため、このたび、都市計画区域の廃止手続きを行います。

【問い合わせ先】

- ・島根県都市計画課 ☎ 0852-22-5699
- ・市都市整備課 ☎ 31-0108

